

○山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例施行規則

(平成29年 規則第35号)

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成29年山陽小野田市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 市民等は、条例第7条の規定により情報を提供しようとするときは、空家等情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法その他適宜の方法により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けた空家等に関し、空家等管理台帳（様式第2号）を作成するものとする。

(立入調査)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

(特定空家等の通知)

第4条 市長は、空家等が法第2条第2項の特定空家等であると認めるときは、当該特定空家等の所在及び状態、周辺的生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等（空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。）であることを、特定空家等該当通知書（様式第5号）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書（様式第6号）により当該所有者等に対し通知するものとする。

(助言又は指導)

第5条 法第14条第1項及び条例第10条の助言は、口頭で行うことができるものとする。ただし、当該助言の相手方から求めがあった場合又は必要が

あると認める場合は、文書その他の方法により行うものとする。

2 法第14条第1項の指導は、同項の助言を行った場合で特定空家等の状態に改善が認められないとき、又は同項の助言ができないときに、指導書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第10条の指導は、同条の助言を行った場合で改善が認められないとき、又は同条の助言ができないときに、空家等適正管理指導書（様式第8号）により行うものとする。

（勧告）

第6条 市長は、法第14条第2項の規定により勧告を行おうとするときは、あらかじめ条例第9条第1項の山陽小野田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第9号）により行うものとする。

（命令）

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第11号）とする。

3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第12号）により意見書及び自己に有利な証拠を提出しなければならない。ただし、法第14条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第13号）により請求する場合は、この限りではない。

4 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（様式第14号）により行うものとし、同項の規定による公告は、山陽小野田市公告式条例（平成17年山陽小野田市条例第3号）に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

5 法第14条第11項の標識は、標識（様式第15号）により行うものとし、同項の国土交通省令・総務省令に規定するその他の適切な方法は、山陽小野田市公告式条例の規定により行う公示の方法とする。

（代執行）

第8条 市長は、法第14条第9項の規定による代執行（以下この条において単に「代執行」という。）をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

- 2 代執行を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第16号）により行うものとする。
- 3 市長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行令書（様式第17号）により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。
- 4 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証（様式第18号）を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 5 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第14条第3項の規定による命令に係る措置の内容の急速な実施について緊急の必要があり、第2項及び第3項に規定する手続をとる暇がないときは、行政代執行法第3条第3項の規定により、その手続を経ないで代執行をすることができる。

（略式代執行）

第9条 市長は、法第14条第10項の規定により措置をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

- 2 法第14条第10項の規定による公告は、山陽小野田市公告式条例に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

（協議会の委員）

第10条 協議会は、法第7条の規定により、市長のほか、地域住民、市の議会の議員、弁護士、司法書士、行政書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、法務局職員、道路管理者等公物管理者、まちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体等の役員等から市長が必要と認める者をもって構成する。

（協議会の会長及び副会長）

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日規則第40号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

様式第2号（第2条関係）

空家等管理台帳

受付番号		情報受付日	年 月 日
所在地	山陽小野田市		
所有者等	フリガナ		電話
	氏 名		
	住 所		
空家等の概要	用 途	専用住宅・共同住宅・店舗兼住宅・店舗 その他（ ）	
	構 造	木造・軽量鉄骨造・鉄骨造・RC・その他（ ）	
	階 数	平屋 ・ （ ）階建	
空家等の状態	特定空家等以外		
	特定空家等	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 ・その他周辺の生活環境を保全するために放置することが不適切である状態 	
助言等の状況	年月日	実施内容	
	年 月 日	法第12条又は条例第10条の助言	
	年 月 日	規則第4条第1項の通知（特定空家等該当通知）	
	年 月 日	法第14条第1項の助言	
	年 月 日	法第14条第1項の指導	
	年 月 日	法第14条第2項の勧告	
	年 月 日	法第14条第4項の命令事前通知	
	年 月 日	法第14条第3項の命令	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日	規則第4条第2項の通知（改善通知）	
備考			

様式第3号（第3条関係）

立入調査実施通知書

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第3条の規定により、空家等（居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物等及びその敷地をいいます。）の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等については、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

については、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等又は状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 空家等の状態 (立入調査の理由)	
3 立入調査日	本通知が到達した日の翌日から起算して5日を超えた日（立会いが可能な場合は市と協議して定めた日）
4 立入職員の所属 及び連絡先	

※ この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（立入調査等）

第9条 （略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

（特定空家等に対する措置）

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

（過料）

第16条 （略）

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

様式第4号（第3条関係）

（表）

立 入 調 査 員 証	
所 属	
氏 名	
生年月日	
(写真)	上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査に従事する職員であることを証明する。
	年 月 日（年 月 日まで有効）
山陽小野田市長 印	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋） （立入調査等） 第9条 略
2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

※立入調査員証の大きさは、おおむね縦幅6センチメートル、横幅9センチメートルとする。

様式第5号（第4条関係）

特定空家等該当通知書

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第14条第1項の助言又は指導を行うこととなります。改善方法等について情報の提供等が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしました。あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合は、下記に連絡していただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1	空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2	空家等の状態 (特定空家等と認められる理由)	
3	所有者等の 氏名及び住所	建築物等
		その敷地
4	所有者等と判断した理由	(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他 ()
5	担当及び連絡先	

様式第6号（第4条関係）

特定空家等状態改善通知書

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、法に基づき適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 特定空家等でないと認めた日	年 月 日
3 特定空家等でないと認められる理由	
4 担当及び連絡先	

指 導 書

第 年 月 日

様

山陽小野田市長



あなたが所有又は管理する下記の特定空家等については、特定空家等の状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第14条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第14条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記まで連絡してください。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 所有者等の住所及び氏名	(住所) (氏名)
3 特定空家等の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者及び連絡先	責任者 連絡先

様式第8号（第5条関係）

空家等適正管理指導書

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長



空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第3条は、空家等の所有者又は管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるものとするとして規定しています。

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、適切な管理がなされているとは見受けられませんので、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成29年山陽小野田市条例第16号）第10条の規定に基づき指導します。

なお、空家等の所有又は管理の状況等について、本市が通知した内容に変更が生じているとき、又は既に措置を済まされているときは、下記担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

記

1 管理不適切空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 所有者等の住所及び氏名	(住所) (氏名)
3 特定空家等の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者及び連絡先	責任者 連絡先

勸 告 書

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第14条第1項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の指導書により対策をとるよう指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 所有者等の住所及び氏名	(住所) (氏名)
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勧告の責任者及び連絡先	責任者 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、勧告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく上記連絡先まで報告をすること。
- 2 措置の期限までに、正当な理由がなくて勧告に係る措置の内容をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第10号（第7条関係）

命 令 書

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第14条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をし、また、法第14条第4項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書により命令を行う旨の事前通知をしましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを、法第14条第3項の規定に基づき命令します。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 所有者等の住所及び氏名	(住所) (氏名)
3 命令に係る事前の通知に対する意見等の有無	有 ・ 無
4 命令に係る措置の内容	
5 命ずるに至った事由	
6 措置の期限	年 月 日
7 命令の責任者及び連絡先	責任者 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく上記連絡先まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 措置の期限までに、措置の内容を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山陽小野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 5 この処分については、上記4の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告として（訴訟において山陽小野田市を代表する者は山陽小野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記4の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 6 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

命令に係る事前の通知書

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められたため、法第 14 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 14 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 所有者等の住所及び氏名	(住所) (氏名)
3 命じようとする措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 意見書の提出期限	年 月 日（記載日が、本通知の交付を受けた日から 13 日以内となるときは、本通知の交付を受けた日から 14 日以内の日とする。）

6 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	送付先 連絡先
--------------------------	------------

※ 命じようする措置の内容を実施した場合は、遅滞なく上記連絡先まで報告をすること。

様式第12号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

提出者 住所

氏名 ㊟

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 所有者等の住所及び氏名	(住所) (氏名)
3 命令に係る事前の通知に対する意見	
4 自己に有利な証拠の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第13号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

提出者 住所

氏名 ㊟

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 所有者等の住所及び氏名	(住所) (氏名)
3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第14号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して 年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第14条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第14条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 所有者等の住所及び氏名	(住所) (氏名)
3 命じようとする措置の内容	
4 聴取の期日及び場所	

様式第15号（第7条関係）

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け 第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市
2 命令に係る措置の内容	
3 命ずるに至った事由	
4 措置の期限	年 月 日
5 命令の責任者及び連絡先	責任者 連絡先

様式第16号（第8条関係）

戒 告 書

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等に対し、 年 月 日
付け 第 号の命令書により措置をとるよう命じました。この命令を下
記の履行期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法
（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記の特定期空家等
に対する措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）
第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあ
なたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について
損害が生じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定期空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市 (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る措置の内容	
4 履行期限	年 月 日
5 担当課及び連絡先	担当課 連絡先

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山陽小野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告として（訴訟において山陽小野田市を代表する者は山陽小野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号（第8条関係）

代 執 行 令 書

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



あなたが所有又は管理する下記の特定空家等に対し、 年 月 日付け
第 号の戒告書により措置をとるよう戒告しましたが、履行期限までに義務が
履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第
127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政
代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなた
から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生
じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地	(所在地) 山陽小野田市 (用途) (構造) (規模)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 代執行に係る措置の内容	
4 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
5 執行責任者	担当課 連絡先
6 代執行に要する費用の概算見積額	約 円

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山陽小野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告として（訴訟において山陽小野田市を代表する者は山陽小野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第18号（第8条関係）

（表）

執行責任者証	
所 属	
氏 名	
生年月日	
(写真)	上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
	年 月 日
山陽小野田市長 印	
1. 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載 の特定空家等に対する措置	
2. 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日まで	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋） （特定空家等に対する措置）
第14条 略
2～8 略
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～15 略
行政代執行法（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

* 執行責任者証の大きさは、おおむね縦幅6センチメートル、横幅9センチメートルとする。